

各医療型短期入所施設 施設長 殿

東京都福祉局障害者施策推進部長

加 藤 み ほ

(公 印 省 略)

医療的ケア児日中預かり支援事業の実施について (通知)

平素より、都の障害者施策の推進につきまして御理解・御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

標記の件について、下記のとおり補助事業を実施いたしますので、実施内容をご確認いただき、事業実施の検討をよろしくお願いいたします。

記

1 事業名

「医療的ケア児日中預かり支援事業」

2 事業概要

恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠である児童（以下「医療的ケア児」という。）に対する日中の預かりを実施する事業所に対し必要な経費の一部を補助します。

(1)補助対象事業者

都内に開設している以下の医療機関等。

①医療法（昭和 2 3 年法律第 2 0 5 号）第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院若しくは同条第 2 項に規定する診療所

②介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 8 条第 2 8 項に規定する介護老人保健施設若しくは同条第 2 9 項に規定する介護医療院

(2)本事業の対象となる利用者

医療的ケア児(ただし、実施要綱別表に定める障害福祉サービス等利用における医療的ケア判定スコア(日中の基本スコアと見守りスコアの合計点)1 6 点未満の児童に限る。)

(3) 活動内容

事業所内の専用スペース等において、医療的ケア児の受入れに必要な人員、設備等を確保し、原則として連続した 8 時間以上の日中預かりを実施するものとする。

3. 令和6年度交付申請書等の提出について

所定の様式(交付申請書)を記入作成の上、下記担当宛に郵送にて提出願います。
締め切り:令和6年5月17日(金曜日)

4. 関係資料について

交付要綱、申請様式等は以下の URL から御参照ください。

【福祉局HPリンク】

https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/shougai/nichijo/s_shien/nittyuazukari.html

【問合せ先・担当】

東京都福祉局障害者施策推進部 施設サービス支援課療育担当 早水
電話番号 03 (5320) 4376 (直通)